

第5号議案

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

現在運営している豊後大野市電気事業について、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等を適用したことを明確化等したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例（平成 30 年豊後大野市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法の財務規定等の適用）

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、電気事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

第 8 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

第 9 条中「で当該決定」を削る。

第 10 条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第 1 項中「管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第 3 項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改める。

第 11 条中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。